

防災ラジオの有償配布について

板倉町では、令和2年5月1日以降の転入世帯の世帯主のかた等に防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）の有償配布を行います。配布を希望するかたは、下記のとおり有償配布申請書の提出をお願いします。



防災ラジオの大きさ
たて11cm×よこ18cm×厚さ4cm

1 目的

防災ラジオは、各種気象警報や緊急地震速報、避難に関する緊急情報等の防災情報を、町から町民のみなさまのご家庭や事業所へ一斉にお伝えするためのものです。

2 有償配布対象

- (1) 令和2年5月1日以降、板倉町内に住民登録をした世帯主のかた、または法人等。
- (2) 再申請者（防災ラジオ貸与不要届提出者及び貸与申請がなく、意思表示が確認できないかた）

3 負担額

標準型及び文字表示機能付き防災ラジオの種類にかかわらず、町が標準型防災ラジオを購入した費用の7割（1台13,860円）を負担いただきます。

※2台目以降は、実費（19,800円）での買取りとなります。

※なお、町に、転出者等から返還された防災ラジオがあり、かつ、申請者が返還された防災ラジオの貸与を希望する場合にのみ、無償貸与も可能です。

※上記金額は、現時点での負担額のため、変更となる場合があります。

※ 世帯の中に耳が不自由なため身体障害者手帳をお持ちのかたがいる場合は、文字表示機能付きの防災ラジオを有償配布できます。

裏面記載の担当（板倉町総務課）までお問い合わせください。

4 申請方法

「戸別受信機有償配布申請書」に必要事項を記載いただき、押印の上、総務課安全安心係へ提出ください。

※ 申請書は、総務課安全安心係にあります。

* 維持管理費用の負担等、裏面もご覧ください。



5 機能と特徴

- ① 各種気象警報や町からの防災情報等を自動で受信し、音声がかかります。あとから聞き直しもできます。
- ② 緊急放送は、照明が赤く光って最大音量でお知らせします。
- ③ 停電時は、照明が自動で光ってラジオの場所をお知らせします。
- ④ ラジオの電波とは別の電波（280MHz・ポケベル波）を使用するため、アンテナ等の工事は必要ありません。
- ⑤ 通常はAM/FMラジオとしても使用できます。

6 維持管理費用の負担

防災ラジオの維持管理費用は原則使用者の負担です。



① 電気料金と電池の交換費用

- ・通常使用時はACアダプタを接続し、100Vコンセントに差し込んでください。また、急な停電に備え、必ず乾電池を入れてください。

重大な故障防止のため、1年に1回は必ず乾電池を交換してください。

② 故障や破損した際の修理費用

- ・ラジオの故障はほとんどありませんが、保証期間（1年）終了後の故障や破損による修理は使用者の実費負担になります。
- ・修理は使用者が防災ラジオ修理受付に連絡してください。（連絡先は本体に貼ってあります。）

③ 紛失や個人の過失により重大な故障となった場合の弁償

- ・紛失や個人の過失で重大な故障となった場合は、貸与日からの使用期間によって購入費用の一定割合を弁償していただきます。

ア 配布日から3年までは、購入費用の8割

イ 配布日から3年を超え6年までは、購入費用の6割

ウ 配布日から6年を超えたものは、購入費用の4割

※ 今回購入費用は1台あたり19,800円です。

7 転出や世帯主変更等の場合

- ① 世帯全員が町外へ転出される時などは防災ラジオを町へ返還していただくことになります。
- ② 世帯主の変更等、申請の内容が変わったときは変更手続きが必要となります。

お問い合わせ 〒374-0192 板倉町大字板倉2682番地1
板倉町役場 総務課 安全安心係
電話 82-6123（直通）
FAX 82-1300